

### 「避難行動要支援者名簿」を関係者に提供します

多治見市では、令和3年度から災害時により多くの方を支援できるよう、避難行動要支援者名簿の対象を拡げ、避難支援等関係者（自治会、民生児童委員、警察、消防）に提供していきます。

#### 対象者となる方（避難行動要支援者）

※入院中・施設入所中の方は除きます。

- ① 要介護認定3・4・5の方
- ② 65歳以上のみの世帯に属する方のうち
  - ア. 要介護認定1又は2の方
  - イ. 要支援認定の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちで、以下の等級の方

障害の種別		障害の等級
視覚障害		1級、2級
聴覚障害		2級
肢体不自由	上肢	1級、2級
	下肢	1級、2級
	体幹	1級、2級、3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能
		1級、2級
		1級、2級、3級

名簿へ登録されます。  
登録を希望しない方は、届出が必要です。

- ④ 身体障害者手帳をお持ちで、内部障害1～4級の方
- ⑤ 療育手帳をお持ちの方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ⑦ 指定難病の医療受給者証の交付を受けている方
- ⑧ ①から⑦以外で希望される方  
例) 認知症高齢者、外国人など

名簿への登録を希望する方は、届出が必要です。

#### 避難支援が必要な方へ

この制度は、地域の助け合いにより、ひとりでも災害時の被害者を減らそうとするものです。

日頃から、あなたのことを知る人が多ければ災害時に安否確認などの身の安全を守る手助けをもらえる可能性が高まります。

しかし、災害の状況などにより、必ず支援をしてもらえるというものではありません。

災害時に、市民のみなさん一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、日頃から準備や心構えを持って、積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

自治会に加入されていない方は、加入することをおすすめします。

## 制度の仕組み



### 避難行動要支援者

◆対象者①～③(要介護認定、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など)

名簿登録を希望する方は、**届出は不要**です。

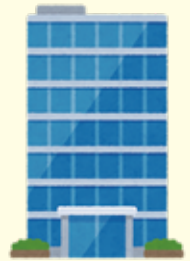
名簿登録を希望しない方は、届出が必要です。

◆対象者④～⑧(内部障害、療育手帳、精神手帳、難病患者など)

名簿登録を希望する方は、**届出が必要**です。

名簿登録を希望しない方は、届出は不要です。

(2)  
届出



多治見市役所

(4)日頃の見守、避難支援



### 避難支援等関係者

(自治会、民生児童委員、警察、消防など)

(3)名簿の提供  
(希望しない方は除く)

※災害時には人命の保護を最優先するため登録を希望しない避難行動要支援者の方の情報も提供

## 名簿情報の提供先 (避難支援等関係者)

- 自治会・自主防災組織
- 民生児童委員
- 多治見警察署
- 多治見市消防本部
- その他市長が認めた関係者

## 名簿に掲載される内容

- 氏名
- 生年月日(年齢)
- 性別
- 住所
- 電話番号などの連絡先
- 避難支援を必要とする事由(要介護、障がいの種別など)
- その他必要な事項

※名簿は、市があらかじめ保有している情報を使用して作成します。

※具体的な障害の内容は掲載されません。(掲載されるのは種別のみです。)

※個人情報適切に管理し、避難支援に関わる目的以外で使用しません。

※災害時は登録を希望しない方を含めた情報が、避難支援等関係者へ提供されます。

※市は名簿の提供先に名簿の取り扱いについて説明をします。

## 問い合わせ先

多治見市役所 企画部企画防災課 防災グループ

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号：0572-22-1111(代表) 内線1414・1417 0572-22-1378(直通)

FAX：0572-24-0621